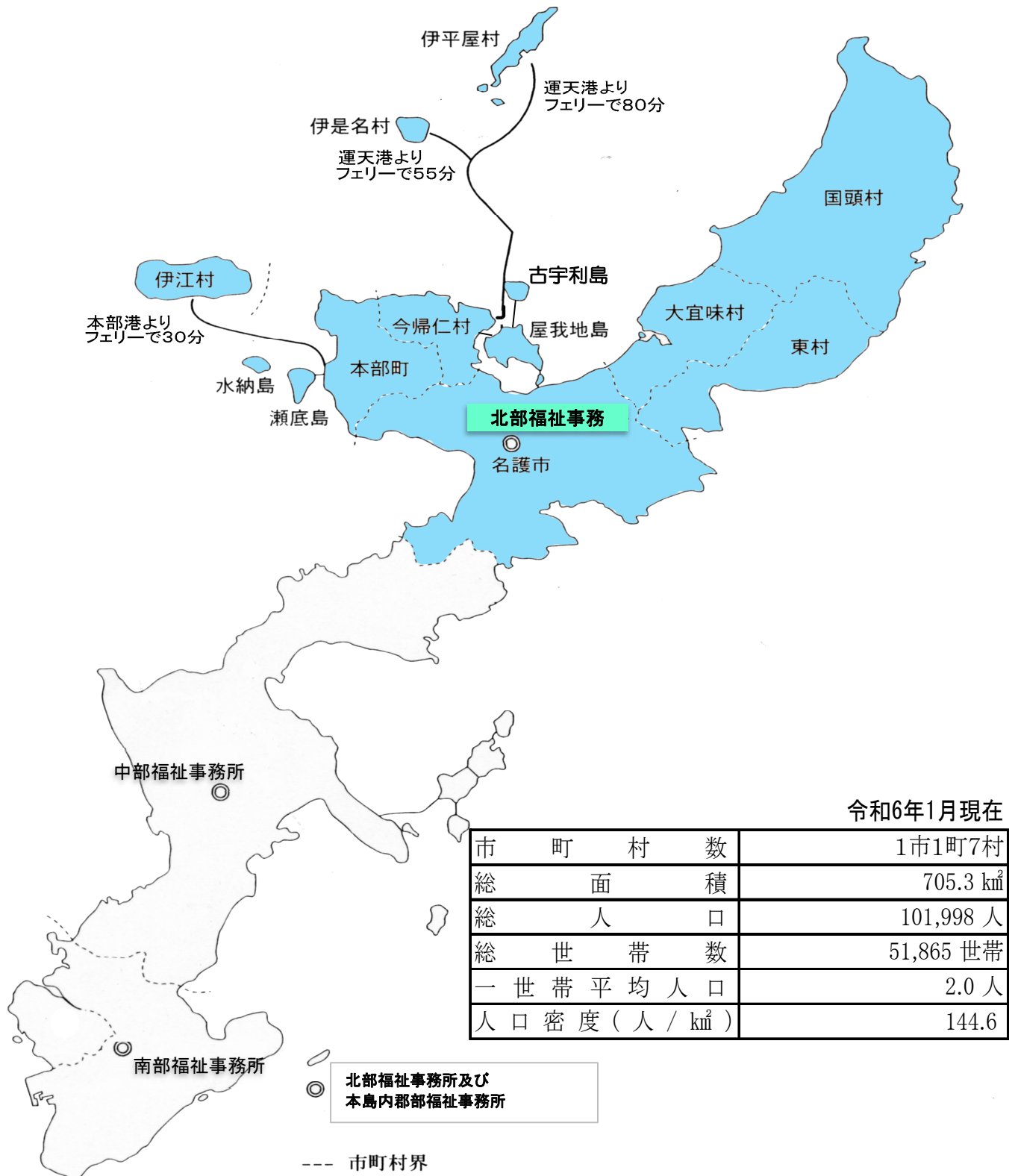


I 総 説

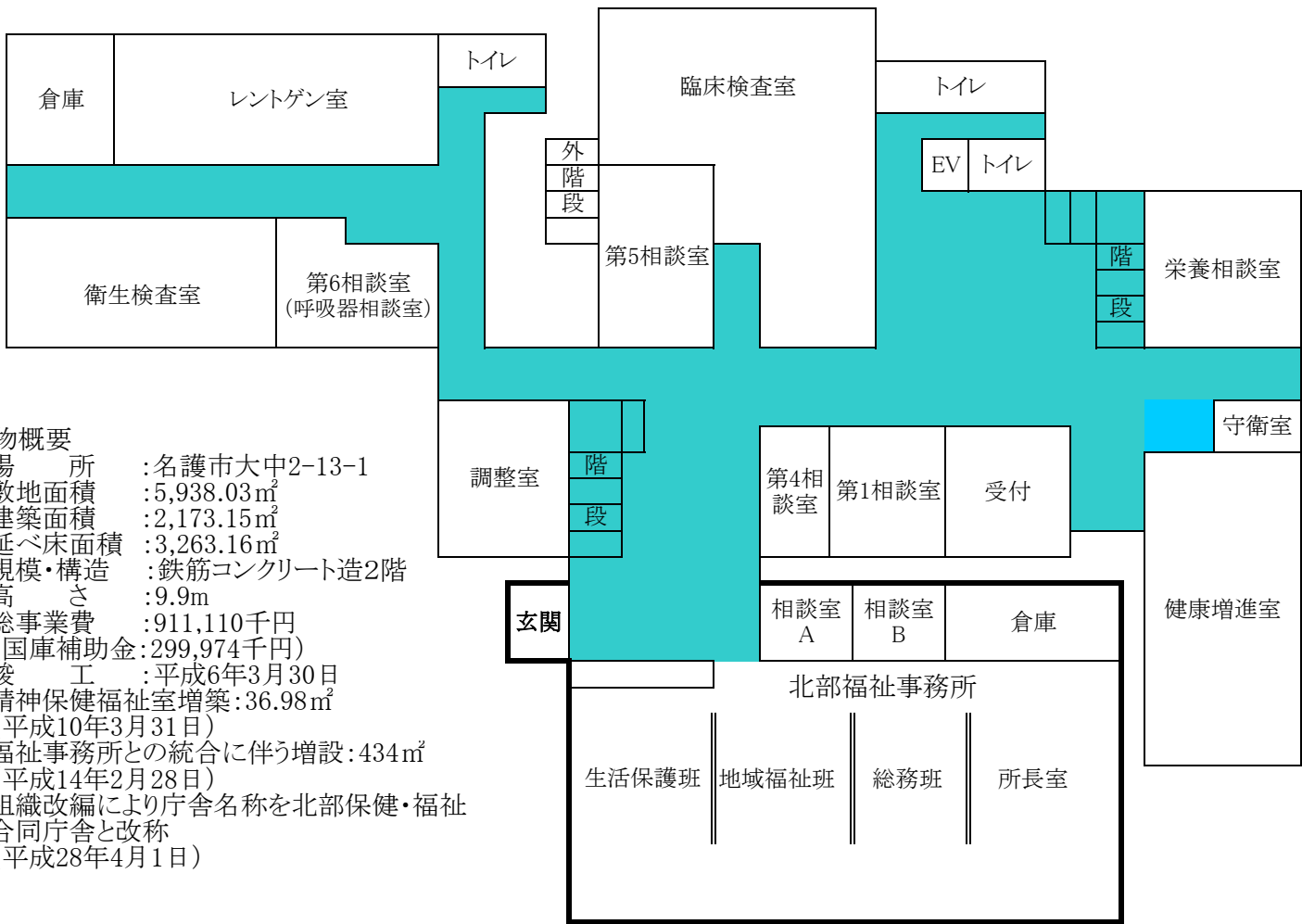
- 1 北部福祉事務所管内図
- 2 北部福祉事務所庁舎案内図
- 3 沿 革
- 4 北部福祉事務所組織図
- 5 業務案内
- 6 北部福祉事務所の業務内容

1 北部福祉事務所管内図

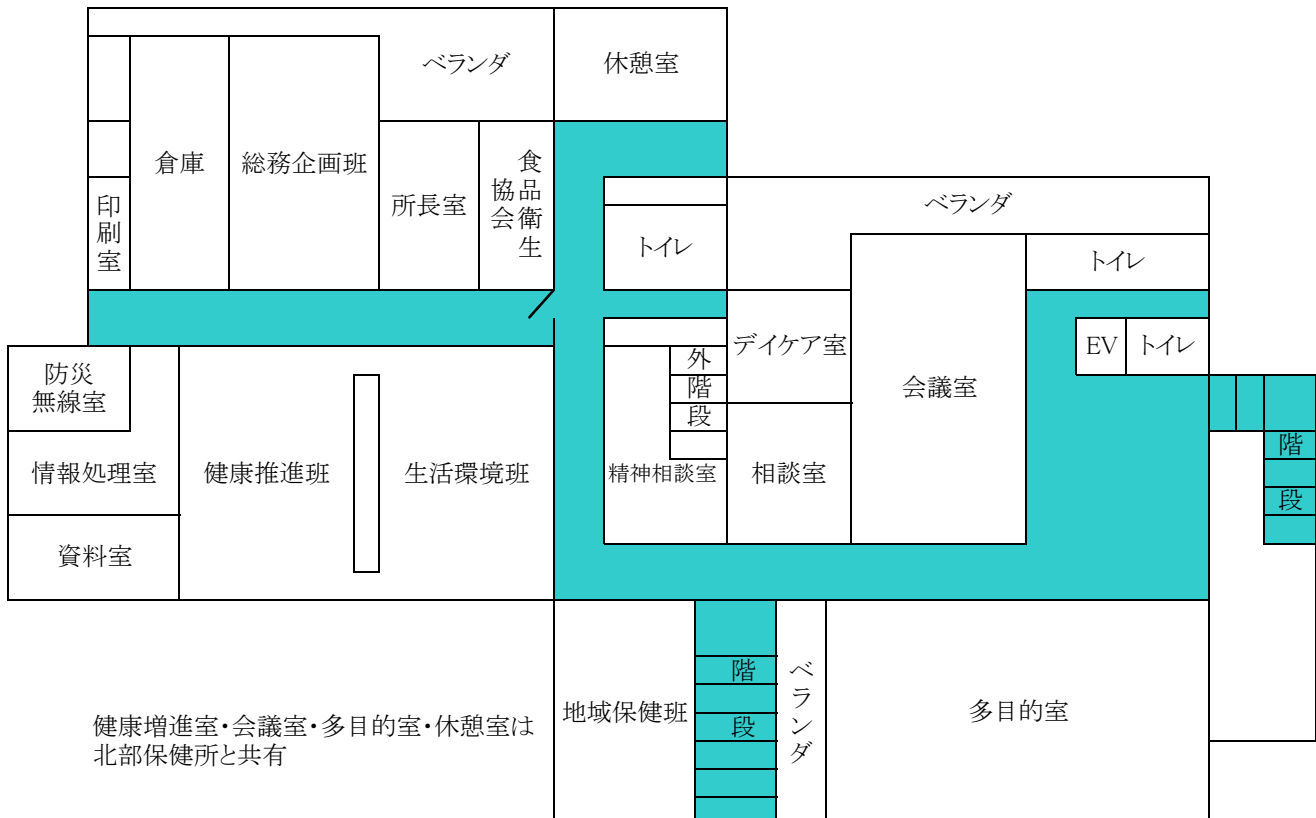


2 北部福祉事務所庁舎案内図

1階平面図（北部福祉事務所）



2階平面図（北部保健所）



3 沿 革

【福祉事務所】

昭和 28 年 11 月	福祉三法(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法)が制定される。 昭和 26 年の社会福祉事業法の制定に伴い、同法第 13 条の規定により、社会福祉事業拠点となる福祉地区の施行及び福祉に関する事務所の設置が規定される。
昭和 29 年 8 月	行政事務部局の組織法が改正され、社会福祉行政の第一線の機関として福祉事務所が設置されることになる。同年 9 月社会局組織規則が制定される。
昭和 29 年 10 月 1 日	社会局組織規則により名護町大東区在の家屋(66 m ²)を利用し、北部地区社会福祉行政機関として北部福祉事務所が新設される。所管区域(北部 17 町村)。 (1)本所は名護・屋部・羽地・屋我地・今帰仁の 5 町村を職員 8 人で担当。 (2)出張所は本部・上本部・大宜味・国頭・東・久志・宜野座・金武・恩納・伊江・伊是名・伊平屋の 12 町村を職員 16 人で担当。
昭和 31 年 10 月 30 日	社会局組織規則の一部改正により、北部福祉事務所は名護福祉事務所に改称。
昭和 32 年 11 月 26 日	社会局組織規則の一部改正により庶務課と保護課の二課が設置される。
昭和 36 年 7 月 31 日	行政府組織法の改正により、社会局は厚生局となる。
昭和 44 年 4 月 1 日	母子福祉法第 7 条により母子相談員設置(昭和 50 年 4 月 1 日定員化となる)。
昭和 47 年 4 月 15 日	(1)本土復帰に伴い、名護福祉事務所は北部福祉事務所に改称。 本土法の適用により、社会福祉事業法第 13 条の規定に基づき、名護市福祉事務所が設置され、同時に関係業務が分離移管される。 (2)福祉課が新設され三課となる。これに伴い生活保護法以外の福祉五法、婦人保護法及び家庭児童相談業務は福祉課が所管することになる。 (3)従来の出張所制度が廃止され、集中管理されるようになる。 (4)金武町・宜野座村・恩納村は中部福祉事務所管轄となる。 (5)家庭児童相談室設置(沖縄県庁行政機関設置条例措置第 33 号)。
昭和 48 年 4 月 1 日	福祉地区の一部変更に伴い、恩納村及び宜野座村は当事務所管轄となる。
昭和 53 年 4 月 1 日	福祉事務所に次長の職を設置(県規則第 8 号)。
昭和 54 年 8 月 1 日	主任主事を改め主査となる(県規則第 35 号)。
昭和 62 年 4 月 1 日	総務課及び福祉課に主査を配置。
平成 5 年 4 月 1 日	老人・身障の入所措置権を町村に移譲。
平成 6 年 4 月 1 日	総務課を総務調整課、福祉課を地域福祉課と名称を改める。

平成 7 年 4 月 1 日 老人・身障施設措置事務等に係る監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 8 年 4 月 1 日 児童福祉行政の町村指導監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 9 年 4 月 1 日 町村社会福祉協議会指導監査業務を本庁から郡部福祉事務所へ移譲。

平成 10 年 4 月 1 日 部の名称を生活福祉部から福祉保健部に改める。

平成 12 年 4 月 1 日 身体障害児補装具、重度心身障害児日常生活用具給付事務を市町村へ移譲。

【福祉保健所】

平成 14 年 4 月 1 日 北部保健所と北部福祉事務所が統合し、北部福祉保健所に組織変更。福祉地区に一部変更があり恩納村及び宜野座村は再び中部福祉保健所へ移管。

平成 18 年 4 月 1 日 沖縄県行政組織規則の改正に伴い組織改編され、課が班となる。所長直属の企画調整スタッフが新設され、また、配偶者暴力相談支援センターが設置される。

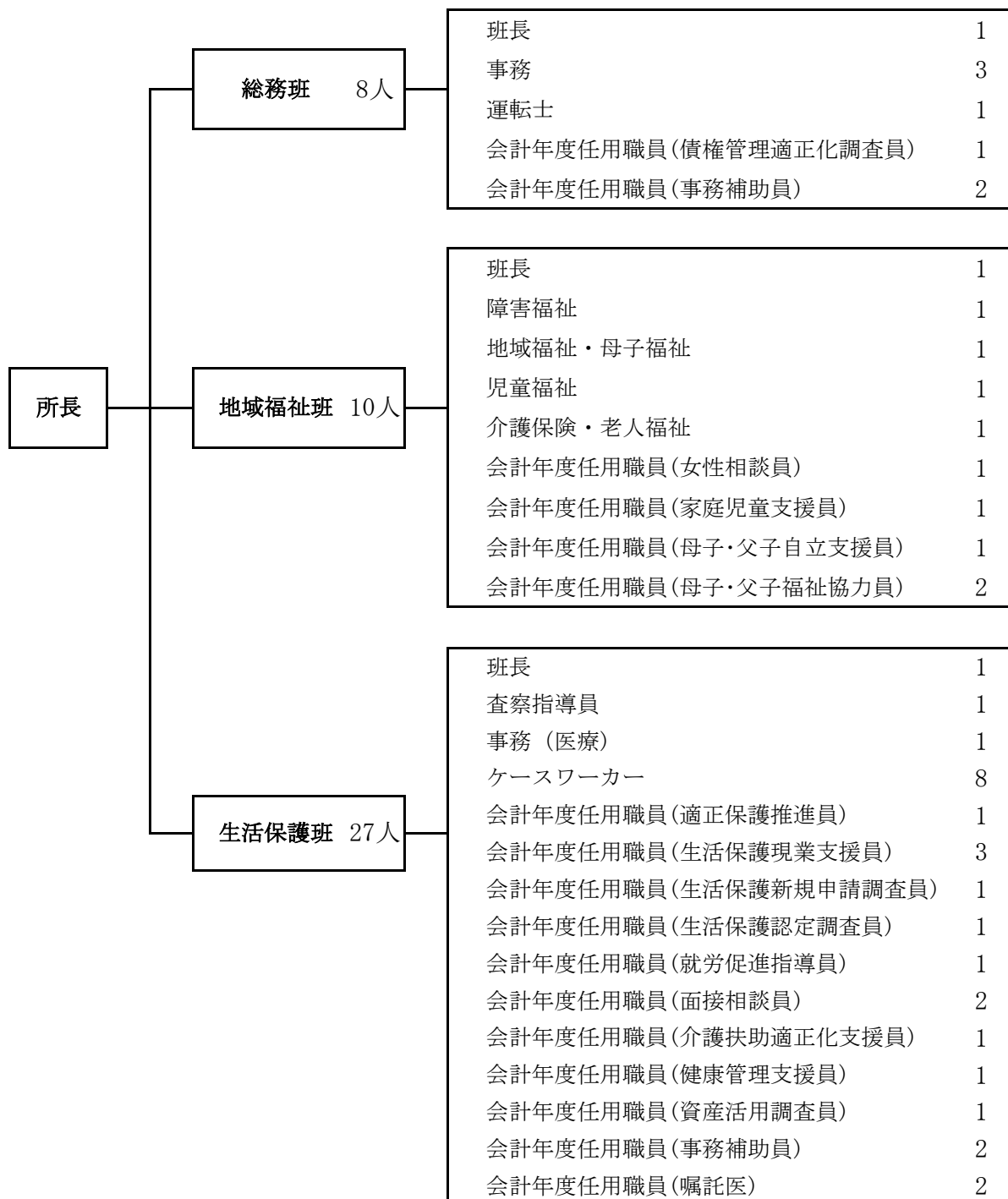
平成 23 年 4 月 1 日 企画調整スタッフが解散され、総務福祉班は総務企画班と地域福祉班の 2 班に分かれる。

平成 26 年 4 月 1 日 部の名称を福祉保健部から子ども生活福祉部に改める。

【福祉事務所】

平成 28 年 4 月 1 日 組織改編により北部福祉保健所が北部福祉事務所と北部保健所に分離し、北部福祉事務所に総務班・地域福祉班・生活保護班の 3 班が設置される。

4 北部福祉事務所組織図（令和5年4月1日現在）



5 業務案内

福祉事務所では、下記のような相談を受けています。お気軽にご利用ください。（令和5年4月1日現在）

業務内容	曜日	受付時間		担当窓口（電話）
		午前	午後	
◎生活保護の申請・相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	1階 生活保護班（52-2549）
◎家庭児童相談室	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	1階 地域福祉班（52-0051）
◎女性相談（家庭内暴力等）	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	〃
◎母子父子寡婦福祉資金の貸付	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	〃

6 北部福祉事務所の業務内容

◎ 総務班

- (1) 所属職員の身分、服務及び福利厚生に関すること
- (2) 所属職員の給与・旅費及び手当等に関すること
- (3) 文書の管理等に関すること
- (4) 予算経理その他の会計事務に関すること
- (5) 所管する財産の管理に関すること
- (6) 歳入に関すること
- (7) 生活保護費返還金に関すること
- (8) 生活保護費の支給等に関すること
- (9) 公印管理等に関すること
- (10) 事務所の管理、防災危機管理、防火管理に関すること
- (11) 公用車の運転、管理等に関すること
- (12) 他班に属しない事務に関すること

◎ 地域福祉班

- (1) 児童福祉及び児童福祉行政指導、保育所指導監査に関すること
- (2) 母子・父子及び寡婦福祉に関すること
- (3) 老人福祉に関すること
- (4) 身体障害者福祉に関すること
- (5) 知的障害者福祉に関すること
- (6) 障害者総合支援法に係る施行事務等の実地指導に関すること
- (7) 介護保険法に係る居宅介護事業所の運営指導に関すること
- (8) 社会福祉協議会の指導監査に関すること
- (9) 母子・父子及び寡婦福祉資金の貸付事務・償還指導に関すること
- (10) 民生委員・児童委員に関すること
- (11) 介護保険居宅介護事業所の指定・変更事務に関すること
- (12) 配偶者暴力相談支援に関すること
- (13) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること
- (14) ハンセン病回復者等の相談に関すること
- (15) その他地域福祉に関すること

◎ 生活保護班

- (1) 生活保護の実施に関すること
- (2) 生活保護の相談受付・面談業務に関すること
- (3) 被保護者調査に関すること
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- (5) 中国残留邦人に対する生活支援に関すること
- (6) その他生活保護に関すること